

# 平成30年度 入札監視委員会議事概要

九州防衛局

開催日及び場所	平成30年6月11日(月)	九州防衛局 第1会議室
委員	牧角 龍憲 (大学名誉教授) 諏佐 マリ (大学准教授) 増永 弘 (弁護士)	松藤 泰典 (大学名誉教授) 清水 秀幸 (公認会計士)

## I 地方防衛局等が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	平成30年1月1日～平成30年3月31日
審議対象件数	101 件

### 1. 入札状況について(入札参加資格の設定及び落札者決定の経緯等について)

抽出件数	4 件	(審議概要)
建設工事	一般競争	1 件
	一般競争 (政府調達協定対象外)	1 件
	随意契約	0 件
建設コンサルタント業務等	2 件	
意見・質問		回 答
○委員からの意見・質問  ○それに対する回答等	<p>【建設工事等発注実績について】</p> <p>・「地域評価型」、「標準型・地域評価型」とは、どのようなものか。</p> <p>【指名停止の措置状況について】</p> <p>特になし</p>	<p>・地域評価型とは品質の向上を目的として地域に精通している業者に加点を行い、評価する方式である。技術的な工夫の余地が少ない5億円未満の工事では施工能力評価型という過去の実績等を評価する方式を取っている。5億円以上の工事は過去の実績だけではなく技術力を評価の対象とする落札方式を取っている。その中で標準型と簡易型があり、標準型はより技術力を求める工事である。「標準型・地域評価型」とは、標準型であり、かつ地域への精通度等を評価する落札方式である。</p>

	<p>【談合疑義案件情報について】 特になし</p> <p>【低入札価格調査情報について】 特になし</p> <p>【抽出事案について】 1 〔佐世保米軍(29)倉庫新設等建築 その他工事〕 (一般競争(政府調達協定対象)) ・本件で採用された段階的選抜方式について、説明されたい。</p> <p>・段階的選抜方式の根拠である公共工事の品質確保の関する法律第16条において、新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつとあるが、実績や経験がある程度の比重を持っているというのは、問題ではないか。</p> <p>・なぜ、10者なのか。</p> <p>・ワーク・ライフ・バランス等推進企業に対する加点は、国の政策的なものか。</p>	<p>・WTO事案で競争参加者が多数と見込まれる事案について、受注者及び発注者の負担を軽減するため、一次審査を行って上位10者を選抜し、次の二次審査の技術提案、技術力の競争に進ませるといものである。一次審査では、実績等により評価点を付与し、その得点を多く獲得した上位から10者を選定するものである。この10者が二次審査に進み、入札参加資格を得た業者となる。当該業者による技術提案等に対する評価点と入札価格による評価値により最も上位の業者が落札者となるものである。</p> <p>・より同種性の高い工事の実績については、防衛の工事に限ったものではなく、民間や他の自治体でも構わない。本件では、防衛に実績が無くても一次審査には合格している業者もあり、こういった結果を踏まえても、新規参加者を排除しているものではない。</p> <p>・段階的選抜方式を行うに当たり、本省からの通知文書に基づき、10者としている。</p> <p>・内閣府が主導する女性活躍推進に関する取組みの一環として、防衛省ではWTO対象案件のうち段階的選抜方式を実施する案件において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に対して加点評価を試行することとした。このワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価では様々な認定があるが、防衛省の工事で参加登録している企業で認定を受けている企業はまだ少ない。なお、加点は1点としている。</p>
--	--	---

	<p><b>2 [相浦(29) 宿舎改修電気その他工事]</b></p> <p>(一般競争(政府調達協定対象外))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低入札価格調査も含めて、工事内容を説明されたい。</li> </ul> <p>・予定価格は何を基に積算したのか。また、発注側として品質確保をどのように担保しているのか。</p> <p>・設計変更の工事費において当初入札差率が適用されることについて理解を得たとは、どういうことか。</p> <p><b>3 [板付(29支) 施設整備工事統合監理業務]</b></p> <p>(一般競争(政府調達協定対象外))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容と1者応札の要因について、説明されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件は、鉄筋コンクリート5階建の改修の電気通信工事であるが、居住者のいない状態で全面的に改修を行う工事である。同じ敷地内にもう1棟同じような5階建てのものがあり、それは28年度に工事が既に竣工している。本工事は、その2棟目である。当該落札者に対して低入札価格調査をしたところ、長年取引のある業者から資材等を安価に仕入れることが出来ること、主な作業は自社社員を使って行うこと、また現場が会社から近傍にあるため各諸経費について低く押さえながらも施工体制を確立できることなどにより低価格での応札が可能となったとのことであった。</li> <li>・積算基準に基づき諸器材の価格が掲載されている物価誌及び外注して調査した価格で作成した。また品質確保については、施工体制台帳の重点的な確認を行うとともに諸器材についてはJISなどの規格を示しており、その通りに入ってきたかを資料を提出させて確認をしている。特に低入札価格案件については、必ず担当課長が検査を行うことになっている。</li> <li>・現場で思わぬような変更が生じて契約変更を行う場合に、当初の契約差率を乗じることになっている。例えば当初予定価格に対し90%で受注をしたならば、この90%が差率となる。設計変更が生じた際には、積算した価格に対してこの差率を乗じることについて、業者が理解したことを確認したものである。</li> <li>・福岡空港における平行滑走路の増設に伴い、敷地内にある自衛隊及び米軍の施設を移設する必要がある。移設工事は建築・土木・設備工事を業種別で発注しており、各工事の実施に際し施工監理を統合的に監理するコンストラクション・マネジメント業務を行うものである。また、業務には地方自治体、国土交通省及び地元住民等との調整も含まれており、総合的にマネジメントする能力が求められている。飛行場監理の実績に限定せず募集要件を広くしたが、入札に参加する業者が飛行場の総合的な監理業務の経験がないということで敬遠されたため、1者応札となったのではないかと推測する。</li> </ul>
--	---	---

	<p>・本業務は、監督官業務の何を支援するのか。</p> <p>・本業務は、発注者支援業務なのか、それともコンストラクション・マネジメント業務なのか。マネジメントというのは権限を持っており差配する点があるのに、そこが何もないというのであれば役務と同じ発注者支援業務ではないのか。また、マネジメントすることにより効率が上がり報酬が出る。報酬を上げるためにマネジメント能力を高めるインセンティブが発生するというのがコンストラクション・マネジメントで重要なところだが、そこはどうか。</p> <p>・コンストラクション・マネジメントという語句の使用により、誤解を招くところがあるのではないか。「総合調整の監理業務」とした方が、業者は応募してくるのではないか。</p> <p><b>4 [高畑山(29)鉄塔新設等建築その他工事監理業務]</b></p> <p>(一般競争(政府調達協定対象外))</p> <p>・業務内容と1者応札の要因について、説明されたい。</p>	<p>・現場でのコンストラクション・マネジメント業務、安全管理業務、苦情等対応、対外調整業務などである。</p> <p>・この業務の中では、工程管理や対外調整業務などの総合的な連絡調整を行う等の権限は委譲されているが、なかなかインセンティブは働かない。インセンティブによって効率が良くなったことはこれまでにないという状況である。</p> <p>・内容的には統合監理業務であるが、コンストラクション・マネジメントという語句の使用については、今後検討する。</p> <p>・本業務は、宮崎県串間市に所在する航空自衛隊高畑山分屯基地において、老朽化した無線鉄塔及び局舎の建て替えに係る工事監理業務を行うものである。場所は宮崎県南部であり、主要な市街地からは約60～80kmのところである。1者応札の要因については、入札説明書をダウンロードした業者にヒアリングを行なったところ、会社から業務場所までの距離が遠く、旅費・交通費などの移動に係る費用がかさむことから採算割れのリスクがあること、また、本業務の鉄塔の監理業務の実績がなく不安があったことなどである。その他の要因として、業務期間が長い割には業務量が少額であったこと。本業務の入札が4/四半期であり、当該発注時期に技術者の確保が困難であったことなどが要因と推測される。</p>
--	--	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札公告の中で、技術者の基準について大卒後13年、短大高専卒後18年、高卒後23年の実務経験というように細かく書き分けられているが、ここまで細かく書かれるのはなぜか。また、絶対的な基準なのか。</li> <li>・1者応札の要因として、高畑山が遠いことを挙げていたが、距離が遠いから結果として1者応札でも仕方がないとするのではなく、改善策として何か考えられないのか。</li> <li>・それは発注者の裁量で可能か。</li> <li>・競争性を担保するため、今の説明のような環境を整えていくことが非常に大事である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これは、本省からの通知文書で定められているものである。一般的に実務経験の能力をもって応募した業者よりも公共建築工事標準仕様書に係る工事の監理業務の経験をもって参加する業者の方が圧倒的に多い。仮に工事の監理業務経験がなくとも、実務経験を有すれば可とする、対象範囲を広げた形の設定だと思われる。</li> <li>・今回のケースは、高畑山分屯基地の監理業務1件だけであったが、都城駐屯地、新田原基地等近辺の施設において同年度で同様の業務があれば、それらの工事の監理を一つの大きなロットとしてまとめる形で発注するなどの手立てを考えている。</li> <li>・可能である。今回は近傍で同様の業務が無く、結果として、1件だけとなったことも1者応札となった要因として考えられる。</li> </ul>
--	---	---

委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし
--------------------	----

2. 談合疑義案件の処理状況について			
	談 合 疑 義 件 数	1 件	(審議概要)
工 事	談 合 情 報	0 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理状況の報告 入札参加業者の内訳明細書の確認において、工事価格及び内訳の一部について同一であった業者が存在した事案について説明。 調査の結果、作為的に調整されたものとは考えられず、談合に係る疑義があったとは認められる結論を得なかった旨を関係機関へ通知したことを報告。</li> </ul>
	点 検 結 果 疑 義	1 件	
業 務	談 合 情 報	0 件	
	点 検 結 果 疑 義	0 件	
<input type="checkbox"/> 委員からの意見・質問  <input type="checkbox"/> それに対する回答等	意 見・質 問	回 答	
	なし		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		

3. 入札結果の事後的・分析結果について（公正入札調査会議への報告内容の確認等）		
審 議 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約件数と落札率、応札率の分析</li> <li>・ 契約件数と一位不動・順位不動の分析</li> <li>・ 低入札、不調、不成立事案の分析</li> </ul>	
○委員からの 意見・質問  ○それに対する 回答等	意 見・質 問	回 答
	なし	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	